

郡山市職員大学等修学費用助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市職員の大学又は大学院（以下「大学等」という。）における修学に要する費用の一部を助成することにより、職員の自己啓発意欲を向上させるとともに、自治体職員に求められる専門的知識の習得及び職務遂行能力の向上を図り、もって複雑化し、かつ、高度化する行政課題に的確かつ迅速に対応できる人材を育成することを目的とする。

(対象とする修学内容)

第2条 助成金の交付の対象となる大学等における修学は、次に掲げるものとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条及び第83条に規定する大学（当該大学に置かれる法91条に規定する専攻科を含む。）において、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第27条及び第31条により単位が授与されるものであること。
- (2) 法第97条に規定する大学院において、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条の規定により単位が授与されるものであること。

(対象職員)

第3条 助成の対象となる職員は、常時勤務を要する一般職の職員で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 大学等における修学を開始した年度の4月1日現在において、年齢が55歳以下の者
 - (2) 助成金の交付の対象となる大学等における入学選考に合格した者
 - (3) 大学等における課程の終了後も、引き続き本市に勤務する意思を有する者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は除く。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は除く。
- (1) 会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第2項の規定により任用された職員をいう。）
 - (2) 地方公務員法第22条の3の規定により臨時的に任用される職員。
 - (3) 再任用職員（地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員をいう。）
 - (4) 任期付職員（地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条第1項若しくは第2項又は第4条第1項若しくは第2項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項及び地方公務員法第26条の6第7項第1号の規定により採用された職員をいう。）
 - (5) 第5条第1項に規定する助成の申請時に企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員をいう。）である者
 - (6) 第5条第1項に規定する助成の申請時に職員の身分を有しない者
- (助成対象経費、助成期間及び助成金等)

第4条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、入学金及び授業料に要する経費とする。ただし、入学金については、大学等への入学日が属する期間を申請する場合に限り助成対象経費に含めるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、職員の身分を有する前に修学した大学等又は過去にこの要綱の規定による助成を受けた大学等とは別の大学等の入学金及び授業料に要する経費は、助成対象経費としない。
- 3 助成期間は1会計年度内とし、継続して助成を申請できる期間（以下「助成申請可能期間」

という。)は、大学等への入学日を始期とし、別表に定める期間を限度とする。ただし、大学等を休学した場合、当該休学した期間に限り別表に規定する期間を延長することができる。

- 4 大学等を休学した場合、当該休学した期間は助成しない。
- 5 助成金は、助成対象経費の2分の1に相当する額(当該額に百円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。)とする。ただし、一人当たりの助成金の限度額は1会計年度当たり5万円とし、助成申請可能期間内における助成金総額の限度額は別表のとおりとする。
- 6 前項の規定にかかわらず、申請する助成期間が1年に満たない場合は、次の算式により助成金を算定する。

前項の規定により算定した助成金×(当該申請する助成期間の始期の属する月から終期の属する月までの月数÷12)

(助成の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、大学等修学費用助成金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 初めて助成を受けようとする場合は、入学選考に合格したことが確認できる書類の写し
- (2) 大学等の修学期間が確認できる書類の写し
- (3) 大学等への入学日を含む助成期間を申請する場合は、入学金の額が確認できる書類の写し
- (4) 助成期間の授業料の額が確認できる書類の写し
- (5) 休学していた場合は、休学期間が確認できる書類の写し
- (6) その他市長が必要と認めて指示する書類

2 前項の規定による助成の申請は、会計年度ごとに行うものとする。

(助成金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは、助成金を決定し、速やかに申請者に対し大学等修学費用助成金交付決定通知書(第2号様式)を交付するものとする。

(概算払)

第7条 市長は、前条で決定した助成金を概算払いの方法により交付するものとする。

(実績報告)

第8条 前条の規定により助成金の交付を受けた申請者は、交付決定された助成対象期間の満了した日から30日を経過した日又は助成金が交付された日の属する年度の翌年度の4月30日のいずれか早い日までに大学等修学費用助成実績報告書(第3号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に報告するものとする。

- (1) 単位取得が確認できる書類の写し
- (2) 卒業した場合は、卒業が確認できる書類の写し
- (3) 大学等への入学日を含む助成期間を申請した場合は、入学金の支払額が確認できる書類の写し
- (4) 助成期間の授業料の支払額が確認できる書類の写し
- (5) 休学している場合は、休学期間が確認できる書類の写し
- (6) その他市長が必要と認めて指示する書類

(助成金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合において、その報告に係る書類の審査により、当該修学の成果が助成金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、大学等修学費用助成金交付額確定通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、既に通知している決定額と確定額が同額の場合は、同項の規定による通知を省略することができる。

(決定の取消)

第10条 市長は、助成金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定を取り消し、既に助成した額の全部又は一部を返還させることができる。ただし、疾病その他やむを得ない事由がある場合は除くものとする。

(1) 大学等への修学期間内に職員の身分を失ったとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な行為をしたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、助成することが不相当と認められる事実があったとき。

2 前項の規定による取消しは、大学等修学費用助成取消決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年12月14日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に大学等の入学選考に合格し、かつ、この要綱の施行の際現に修学している者については、この要綱の規定を平成27年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分	助成申請可能期間	助成金総額の限度額
大 学	4年間	200,000円
大学院	2年間	100,000円